

令和8年度 東広島市立郷田小学校いじめ防止基本方針

—すべての児童が生き生きと安心して学校生活を送ることができるように—

1 いじめの定義

<いじめとは>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）第2条による】

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

（1）未然防止

「いじめが起らない学級・学校」を目指し、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- ① 実態把握
 - ・教職員は、児童の様子や言動から、児童の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。
 - ・児童及び保護者へ、実施した意識調査を教職員間や学校間で適切に引き継ぐ。
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
 - ・意図的に学習活動や学級活動を設定し、共感的人間関係を育成する。
 - ・学年・学校行事を通じて、達成感を味わわせ、自己肯定感を高める。
- ③ 道徳教育の充実を図る。
- ④ SNS やネット上のトラブル防止に向けて、家庭と連携して情報モラルを高める。
- ⑤ 保護者や地域の方との信頼関係を構築する。

(2) 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見するためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない感性を磨くことや保護者が相談しやすい信頼関係が求められている。また、児童に関わる課題を、全ての教職員間で情報共有し、保護者と連携して情報を収集する。

《早期発見のための手だて》

- ・日々の観察
- ・教育相談
- ・いじめアンケート及び個人面談の実施
- ・保護者連携

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い、一人で抱え込まず、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するための指導計画を立て継続的に見守る。

3 実施体制

校務運営規程第 16 条に次のように定める。

(いじめ防止校内委員会)

- 第 16 条 いじめ防止校内委員会は、すべての児童が生き生きとし安心安全に学校生活がおくれるように、教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組むことを目的とする。いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等について具体的に検討する。
- 2 いじめ防止校内委員会は、校長のリーダーシップにより、教頭、生徒指導主事及び生徒指導部、養護教諭など関係教職員で構成する。

※いじめ防止校内委員会は、原則毎月 1 回以上開催する

4 具体的な取組

- (1) 早期発見を図るため、年 3 回のいじめアンケート（児童・保護者）を実施し、実施後には、児童との個別面談を全児童に対して行う。
- (2) いじめ防止のための年間計画を策定する。
- (3) いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に係る校内研修を実施する。

5 いじめ対応マニュアル

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等，未然防止に取り組むこと

いじめのキャッチ

- ・「いじめ防止校内委員会」の招集
- ・いじめられた子どもを徹底して守る。
- ・見守り体制の整備
登下校，休憩時間，掃除時間，放課後等

- ・教職員が発見
- ・いじめアンケート，面談
- ・本人や保護者からの訴え
- ・他の児童や保護者からの情報

正確な実態把握

- ・当事者双方，周りの子どもから聴き取り，記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

指導体制，方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応教職員の役割分担を決定する。
- ・教育委員会，関係機関との連携を図る。

子どもへの 指導・支援

- ・いじめられた子どもを保護し，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに，相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・周囲の子どもに対していじめを許さない行動をするよう指導する。

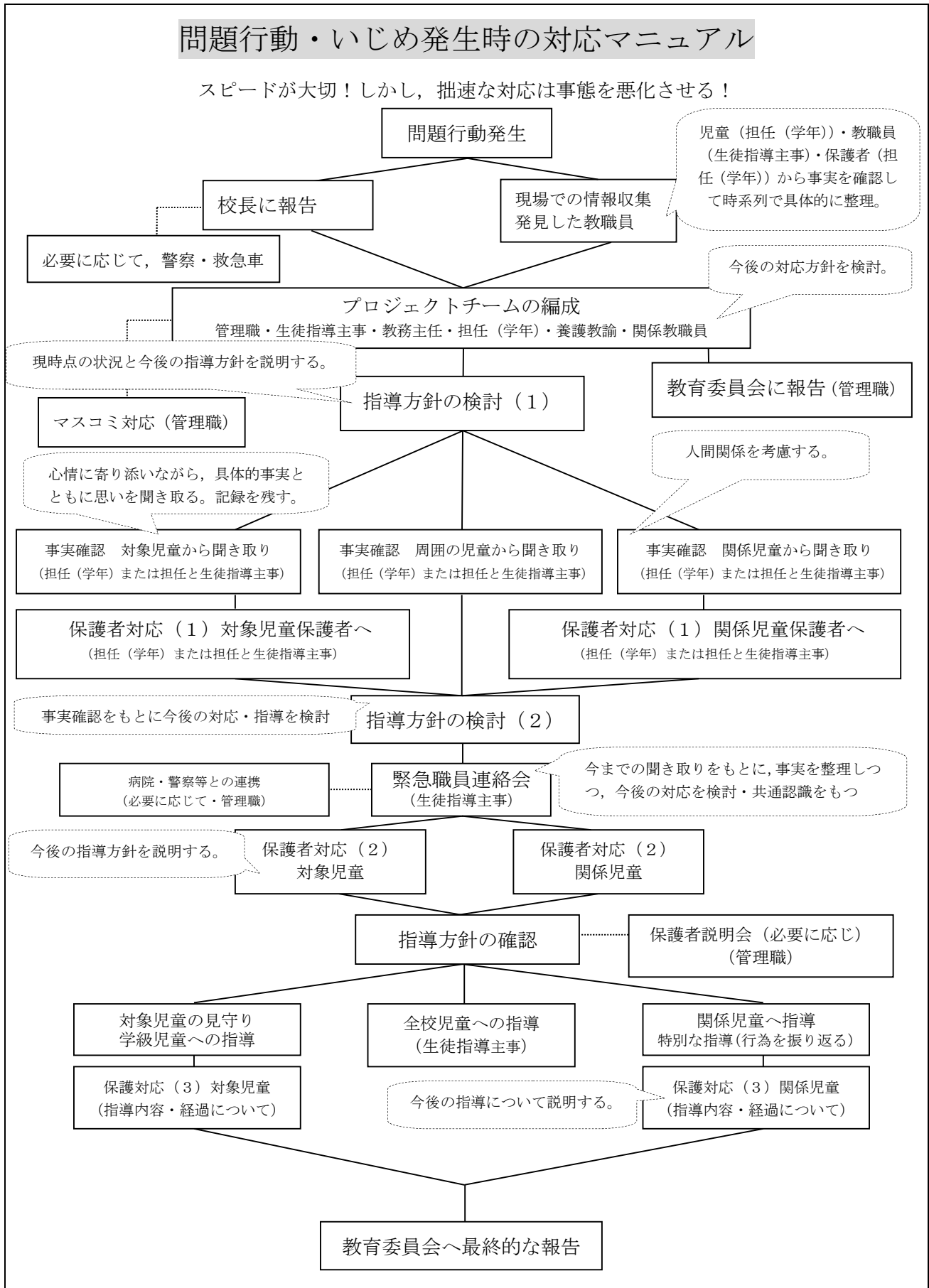
保護者との連携

- ・直接会って，事実と具体的指導方針を伝える。
- ・継続的に連携をする。

事後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・心のサポーターやスクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・教育委員会と継続して連携をとりながら取り組む。

6 重大事態への対応について



- ① 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- ② 当該児童から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する。当該児童が複数の場合は、別々に事情を聴く。(事情聴取は複数対応)
- ③ 重大な事件や事故は、速やかに関係機関(市教委・警察)に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- ④ 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事が中心となり組織的に対応する。
- ⑤ 職朝・暮会・職員連絡会において、校長が事件の状況を説明し、対応方針・教職員の役割分担・今後の日程等について指示する。
- ⑥ 児童への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童及び保護者の了解をとっておくことが必要である。
- ⑦ 二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について検討する。
- ⑧ 積極的生徒指導の推進を行う。
 - ・ 道徳の時間等を通じて、心を育む指導の充実をめざす。
 - ・ 事後の指導の様子を細かく観察するとともに、日常の児童の状況把握に努め、いじめを許さない学校づくりのための研修を継続して行う。

7 年間計画

	実施計画	その他関連行事
4月	○校内研修 ・いじめ防止対策推進法、いじめ重大事態ガイドライン) ・いじめ防止基本方針・いじめ防止) ○いじめ防止委員会 ○保護者懇談(希望者)	P T A総会 学校いじめ防止基本方針の周知
5月	○いじめ防止委員会	1年生歓迎集会 運動会
6月	○いじめアンケート(児童・保護者)、全員面談(児童) ○いじめ防止委員会	
7月	○保護者懇談(希望者) ○いじめ防止委員会	修学旅行(6年) 野外活動(5年)
8月	○長期休業明けの児童の変化の把握 ○いじめ防止委員会	
9月	○いじめ防止委員会	いいねカード(児童会)
10月	○いじめアンケート(児童・保護者)、全員面談(児童) ○保護者懇談(全員) ○いじめ防止委員会	道徳参観日
11月	○いじめ防止委員会	学習発表会
12月	○保護者懇談(希望者) ○いじめ防止委員会	金管バンド引継式
1月	○いじめアンケート(児童・保護者)、全員面談(児童) ○長期休業明けの児童の変化の把握 ○いじめ防止委員会	
2月	○学校いじめ防止基本方針の見直し ○いじめ防止委員会	6年生を送る会 いいねカード(児童会)
3月	○いじめ防止委員会	